

指定製造事業者の指定に係る基準について

平成17年6月29日  
資源エネルギー庁電力市場整備課

指定製造事業者とは、計量法第90条に基づき、届出製造事業者(同法第40条)または外国製造事業者(同法第89条)の申請により、計量法施行規則で規定される製造の事業区分に従い、工場又は事業所ごとに経済産業大臣から指定された事業者であり、当該事業者はその指定に係る工場又は事業場において製造する同法第76条第1項による型式承認を受けた型式の計量器について、自らで検査を行い、合格した計量器に対して基準適合証印を付し、出荷することが出来る。

指定の基準については、計量法第92条で定められており、第1項では届出製造事業者が同項で掲げる欠格事項に該当しないこと、第2項では申請に係る工場又は事業場における品質管理の方法が、指定製造事業者の指定等に関する省令(以下「指定製造事業者省令」という)で定める基準へ適合していること、とされている。

当該基準については、指定製造事業者省令第3条別表に定められているが、個々の特定計量器ごとに具体的な細目については、経済産業大臣が別に定めることとしている(指定製造事業者の指定等に関する省令第3条第2項の規定に基づく事業の区分についての細目(平成10年10月23日制定))。

別紙(計量法(抄)、指定製造事業者の指定等に関する省令(抄)、指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく品質管理の方法の細目)参照